医師のための

法律相談コーナー

弁護士　矢吹（やぶき）　徹雄（てつお）
弁護士　高橋（たかはし）　和征（かずまさ）

近時の医療判例（52）
－説明義務の内容・程度－

＜検査結果及びこれに基づく治療方針を説明すべき注意義務等に違反したとして損害賠償を求めた事例＞
（名古屋地裁令和５年３月29日
医療判例解説113号147頁）

1　事案の概要

⑴　X（原告・当時77歳男性）は、急性心筋梗塞の治療のため、平成28年10月14日からW病院に入院した。

⑵　W病院呼吸器内科の医師は、スクリーニングの目的で実施したCT検査の結果から、Xがステージ２Ｂの右下葉肺がんであると診断して、同年11月30日、XをＹ病院（被告Ｚ法人が開設している病院）に紹介し、Xは同年12月28日にＹ病院に入院した。

⑶　Ｙ病院のＡ医師（被告）（主治医）は、平成29年１月４日、Xの右下葉の切除及び周囲のリンパ節の郭清（以下「本件手術」）を実施し、Xは、同月10日に退院した。

⑷　Xの肺がん病期は、本件手術前にＹ病院において実施されたCT検査の結果ではＩＢであったが、同月19日に報告された病理組織検査の結果ではⅢＡであった（以下「本件検査結果」）。Ａ医師は、同日、Xのカルテに本件検査結果に関して「stageⅢＡ」と記載した。

⑸　同月20日、Ｙ病院呼吸器外科においてカンファレンスが開かれて、Xが「BR31」と称する臨床試験（以下「BR31」）に適応があるか否かが検討された。カンファレンスでは、Xが直近で心筋梗塞を発症しており同試験の除外基準に該当するとの結論に至った。

⑹　Xは、同年２月２日にＹ病院を受診した。Xを診察したＡ医師は、Xのカルテに「術後化学療法について簡単に説明：受けないと」と記入した。

⑺　Xは、同年３月６日、本件手術の結果を報告するために、かかりつけ医であるＶクリニックを受診した。Xは、同クリニックの医師に対して、Ｙ病院において同年１月４日に本件手術を受けたこと、肺がんの病期はＩＢであること、術後の抗がん剤治療は行わないことを話した。

⑻　Xは、同年６月12日から心不全の治療のためW病院に入院していたが、同月中旬に肺がんの再発が認められ、同月25日から抗がん剤治療（殺細胞性抗がん薬による治療）を開始したが、心不全が悪化して、同年８月６日に死亡した。

⑼　Xの法定相続人である原告らは、Ａ医師が、Xに対して病理組織検査の結果、病期がⅢＡと評価されたとの説明を一切行わず、シスプラチン併用化学療法についても説明しなかったと主張して、本件検査結果及びこれに基づく治療方針を説明すべき注意義務に違反したとして、Ｚ法人とＡ医師に対し、不法行為責任に基づき、損害金2,970万円（予備的に自己決定権侵害の損害として1,620万円）の支払を求めて提訴した。

2　判旨

本件では、原告らから複数の過失が主張されていますが、本稿では、「本件検査結果及びこれに基づく治療方針を説明すべき注意義務への違反」があったかと因果関係・損害に絞って判旨を確認します。

【判旨】

●「本件において、Xは、本件手術後に被告Ａ医師に対してがんの再発や転移を深く心配している趣旨の発言をするなど、自身の予後を非常に懸念していて、被告Ａ医師もそれを認識していた。そして、Xの病期は、術前の臨床病期（ＩＢ）と術後の病理病期（ⅢＡ）とで大きく異なっていた。以上によれば、被告Ａ医師は、予後に非常に関心のあるXに正確な病期を伝えるべきであったといえ、病期がⅢＡであったこと及びこれに対する治療方法を説明すべきであった」

「本件における被告Ａ医師の説明の実際についてみるに、……被告Ａ医師は、Xの病理がⅢＡで、考えられる治療法としてシスプラチン併用化学療法があるという前提で同日の診察に臨んだものといえる。そして同日のカルテに『術後化学療法について簡単に説明』とあることから、同日、今後の治療方法に関する簡単な説明を行ったものと認められる。しかしながら、同日のカルテには病期を説明した旨の記載は一切ない……かえって、Xは、同年３月６日にＶクリニックにおいて、自身の病気がＩＢであると話しているから、Xは、同年２月２日の診療以降も病期がＩＢであると認識していた。そして、……Xは自身の予後に非常に関心があったのだから、被告Ａ医師の『ⅢＡ』と

の説明を聞き逃したとは考えがたい」
「また、被告Ａ医師自身、シスプラチン併用化学療法の利害得失に関する十分な説明を行っていないことを認めているから、治療方針に関する説明も十分であったとは考え難い」
「以上によれば、……被告Ａ医師の説明義務違反が認められる」

●「被告Ａ医師が説明義務を尽くしたとしても、Ｘが同年８月６日時点において、なお延命し得た高度の蓋然性ないし相当程度の可能性があったとは認められない。したがって、説明義務違反と死亡との間に因果関係が認められる旨の原告らの主張は採用することができず」

●「被告Ａ医師から十分な説明を受けていた場合、わずかな延命可能性に賭けてシスプラチン併用化学療法を選択した可能性が否定できない。少なくとも、被告Ａ医師が十分な説明を果たしていたら、いわゆるセカンドオピニオンを求めるなどして余生の過ごし方について納得がいくまで検討することができたといえる。そうであるから、被告Ａ医師の説明義務違反は、Ｘの自己決定権を侵害したものといわざるを得ず、被告Ａ医師はこれに対する損害賠償責任を負う。そして、被告Ａ医師の説明内容や、Ｘの予後に関する関心の程度等、様々な事情を総合考慮すると、Ｘの精神的苦痛を慰謝すべき額は100万円と認めるのが相当である」

3　本判決のポイント

⑴　本判決では、Ａ医師の説明が、検査結果及びこれに対する治療方針を説明する注意義務に違反したとして、慰謝料100万円（弁護士費用10万円）の損害が認められており、どのような内容をどの程度説明をすれば説明義務違反とならないのかが問題となった事例といえます。

⑵　前提となる説明内容の認定について

本判決では、説明義務違反を判断する前提として、平成29年２月２日の説明がどのような内容だったかについて事実認定・評価がなされています。

この点、被告側は、Ａ医師の陳述に沿って、「病期がⅢＡであること」「肺がん診療ガイドラインではシスプラチン併用化学療法が推奨されているが、Ｘは直近で心筋梗塞を発症しており、術後早期に胸水貯留で再入院したことも考慮すると、術後化学療法を行わない方がよいことを説明」したと主張しています。

しかし、本判決では、前述のとおり、Ｙ病院のカルテに病期を説明した旨の記載がないこと、Ｘも病期ＩＢと認識してＶクリニックでその旨話していることなどから、「治療方法に関する説明も『簡単』なものにとどまっていて」、「治療方針に関する説明も十分であったとは考えがたい」と認定・評価しています。

以前にも説明させていただいたとおり、事実に関する主張に争いがある場合、証拠（医療記録）が重要であり、本件のような医療記録の記載内容では、病院側の主張が認められるのは難しいことになります。医療記録には、日頃からできる限り正確に、細かい経緯も含めた記載が必要といえます。また、Ｘが病期をＩＢと認識していたことは間違いないところ、患者の反応を見ながら患者に誤解が生じないような説明を行うことも重要です。

⑶　説明義務として求められる内容・程度

一般的に、説明義務違反が問題となる場面としては①特定の検査を実施する場面、②当該検査の結果、病名および病状の説明をする場面、③治療を実施する場面（療法選択）があるとされており、本件はこのうち②の場面に該当します。そして、この②の場面における説明義務の内容としては、「検査の結果」、「病名及び病状」、「今後想定される事態」について説明が必要となります。そして、説明の程度については、説明を受ける患者の理解力や判断力も個人差があることから、裁判実務においては、具体的事実関係に応じて検討されています（以上につき「医療訴訟の実務」（商事法務）290頁）。

本件では、上記説明すべき内容のうち、「検査の結果」、すなわち、病期がⅢＡであったことについて説明がなかったとされ、「今後想定される事態」としての治療方法の説明の程度も「簡単」なものであったとされており、このような事実関係では、説明義務の内容・程度いずれにしても不十分ということになります。

⑷　死亡との因果関係が否定される場合

患者の死亡による損害について、医師・医療機関が損害賠償責任を負うためには、医療行為と死亡との間に因果関係が認められなければなりませんが、死亡との間の因果関係が認められない場合であっても、患者の「期待権」や「自己決定権」が侵害されたとして損害賠償が認められる場合があります。

本件でも、説明義務違反がなかったとしても死亡は避けられなかったとして死亡との因果関係は否定されていますが、余生の過ごし方について検討できなくなったという点を自己決定権侵害として損害賠償（認容額は100万円（弁護士費用を含めて110万円））が認められています。